

〈学生・教職員の皆さんへ〉

3月22日からの本学のコロナ対応について

令和4年3月17日

群馬県立女子大学

本日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、群馬県のまん延防止等重点措置が3月21日に解除されることが決まりました。

4月からは、対面授業を実施します。県の警戒レベル「2」で変更がないことから、本学の入構制限「レベル2」を維持し、以下の事項を継続します。

新規感染者数が減少しないことを鑑み、不織布マスクの着用や手洗いの励行など、より一層の感染防止対策の徹底と健康・行動観察を行ってください。

1 次の事項については、以下のように対応します。

- (1)授業 原則、対面授業。
- (2)教員の会議 原則、対面会議。委員長の判断により遠隔での会議も可。
- (3)教員の勤務等 原則、出勤とし、在宅勤務をする場合は、事務局に届け出てください。
- (4)学生の課外活動 活動日毎に「課外活動に係る感染症拡大防止対策申請書」を提出し、受理された場合は活動可能とします。
- (5)学外学修活動 原則、県外は不可。顧問・教員が同行する場合は、相談してください。なお、県内も含め宿泊を伴うものは不可。
- (6)単位認定を伴うボランティア活動
原則、県外は不可。(実施計画とボランティア先の感染症対策がわかる資料を併せて提出してください。)
- (7)学生の学内利用 学内利用の平日の退出時間は、午後8時とします。
原則、土日祝日は利用できません。

2 感染防止対策の徹底を以下のとおりお願いします。

- ・学内では不織布マスクを必ず着用してください(不織布マスクは、ウレタンマスク等に比べて予防効果があります)。忘れた方は、事務局窓口や保健室にて配布しますのでお立ち寄りください。
- ・マスクの装着は、「鼻」「ほほ」「あご」にすき間ができないようにしてください。鼻を出してつけるのは、自分の鼻から飛沫が出ていますし、人が出した飛

沫を吸い込む恐れがあります。

- ・ワクチン接種（希望者）による感染予防を行う。接種希望者はお住いの市町村へお問い合わせください。
- ・3密となるリスクが高く、感染防止が取られていない場所への不要不急の外出は自粛してください。また、家庭内での感染防止対策をお願いします。課外活動やゼミ等に限らず、懇親会、飲み会、合宿、活動前後の会食や会合は、いかなる名目であろうと行わないで下さい。
- ・リスクを伴う5つの場面（国が定めたもの：飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）を行わないよう注意をお願いします。

3 健康・行動観察について

毎日、検温を含む健康・行動観察を行い「健康・行動シート」に記入をしてください。非接触性体温計を学内の1号館及び2号館の入口にも設置してあるので活用し、発熱や、風邪症状がある場合は、休んで、医療機関を受診してください。

また、コロナ禍の中、不安な事、悩み事がありましたら、保健室、カウンセリングルーム等にご相談ください。

発熱や、風邪症状がある場合は、群馬県受診・相談コールセンター【24時間対応】（TEL：0570-082-820）へ、新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者と判明した場合はすみやかに学校へ連絡してください（TEL：0270-65-8511 アドレス：学生 corona-g@mail.gpwu.ac.jp、教員 corona-k@mail.gpwu.ac.jp）

大学での授業実施及び入構制限について

制限レベル	レベルの説明	授業の実施	課外活動	学生	専任教員	非常勤講師	左記以外の者
レベル1	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	通常	通常	通常	通常	通常
レベル2	群馬県内で感染者が確認され、近隣の地域においては感染の拡大が認められる状況	原則、対面授業により実施し、特別な理由がある場合は、遠隔授業を実施	課外活動に係る開始届を大学に提出し、感染防止対策の上実施可能	対面授業の受講又は大学に用件がある場合(例:事務局、図書館、CALL教室、実技棟等の利用)以外は、原則として入構禁止	原則、出勤とし、在宅勤務の際には、事前に大学へ届け出る	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く)
レベル3	群馬県内において感染者の急増があり、大学危機対策本部が制限強化の必要を認めた時	原則遠隔授業により実施し、対面授業を実施する必要がある場合は、大学に申請の上許可を得て実施 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	原則として活動禁止 ただし、感染状況により認める場合がある	対面授業の受講又は大学に用件があり、申請の上許可された場合を除き、原則として入構禁止 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学の許可を得る ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く)
レベル4	群馬県に緊急事態宣言が発令された時 または、大学危機対策本部が必要と認めた時	遠隔授業により実施 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	原則として活動禁止	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止